

●タクシーチケット不正使用問題

市教委職員の不正には、何故、こんなに甘いのか？

お金を返せば済む問題ではない！ ---問われる門川市長の責任

---高桑教育長ら9名、タクシーチケット不正使用、時間外勤務手当・通勤手当不正受給等の問題で京都市に140万円余を返還。しかし、懲戒処分は出されず。

■昨年10月9日、京都市監査委員は、私たちの住民監査請求をほぼ認め、京都市教育委員会幹部職員ら8名に、タクシーチケットの使用に不正があったとして、総額約50万円（117件）を返還するよう市長に勧告しました。また、限られた監査期間では調査が十分にできなかったとして、148件の再調査を命じました。

従来、監査委員が、市民の請求を認め、自治体の長に勧

告を出した事例はほとんどありませんから、マスコミもこの問題を大きく報道しました。中には、このニュースを1面に掲載した新聞もあったほどです。

■勧告で示された措置期限となる本年2月10日、市長から、勧告を受けて講じた措置の内容と、勧告を受けて行なった再調査、市教委としての「独自調査」の内容、さらに、関係者に対する「処分」などが公表されました。

＜タクシーチケット不正使用等の問題で、京都市、京都市教委がとった措置＞

- ① **タクシーチケット不正**---高桑三男教育長以下9名の市教委職員から、タクシーチケット不正使用分(262件)として、総額113万円余が返還された。
- ② **時間外勤務手当不正取得**---この調査の過程で、松浦総務課担当課長(当時)と西田企画広報係長(当時)の2人の時間外勤務手当の不正取得が発覚、松浦からは3.5万円余、西田からは8万円余が返還された。
- ③ **通勤手当不正取得**---さらに西田については、通勤手当の不正取得も発覚、16万円余が返還された。
- ④ **「処分」内容**---当該職員ら10名に、嚴重文書訓戒、文書訓戒、口頭注意といった「処分」が出された。

■それにしても、驚くのは今回の「処分」の甘さです。

京都市では、この数年、「職員不祥事」に対して、きわめて厳しい懲戒処分が出されてきました。その中には、事実と比較して、厳しすぎるのではないと思われるようなものもあります。

ところが、今回は、タクシーチケットの不正使用だけでなく、時間外勤務手当や通勤手当の不正取得等も重なり、市民の市政に対する信用を大きく失墜させたにもかかわらず、地公法上の懲戒処分は出されていません。市長は、自身の教育委員会職員の不正には甘すぎるという批判が出ているのは当然です。

■この問題について市教委は、「タクシーチケットの運用が、現時点での社会情勢等に適合していないとされたものであり、該当職員が意図した使用ではないと判断されます。」(市教委「記者発表資料」)と当該職員をかばっています。しかし、祇園等の歓楽街から乗車したにもかかわらず、「市役所から乗車」と虚偽記載してタクシー帰宅するような卑しい

事例に、こんな弁明が通用するはずはありません。

■また、当時教育長だった門川市長の監督責任については全く言及していません。監査委員の勧告でも、このようなタクシーチケット不正使用が、「継続的に行なわれていた」と認定されました。その意味で、長く教育長を務め、それ以前も、市教委総務課長、総務部長を歴任してきた門川市長の責任が強く問われているのは当然です。

市長は、当時の教育長として市民に謝罪し、自らの責任を明らかにすることが必要です。(2009.2.20)

京都市 設立(旧市) 09.10.19

8117
人に返還
勧告
49万円
祇園から帰宅も

教委幹部らタクシー券不正

産経新聞(1面)
京都市教委

タクシー券不正使用
局長級ら、50万円返還勧告

「心の教育」はいらぬ！市民会議

お問い合わせ・ご意見は、E-mail: antikokoro@live.jp